

玉掛け技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 玉掛け技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>（講師）</p> <p>第一条 玉掛け技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p> <p>（講習科目の一部免除）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="151 224 758 1064"> <tr> <td data-bbox="710 224 758 761"> <p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第一号）第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許又は同令第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者</p> </td> <td data-bbox="710 761 758 1064"> <p>講習科目</p> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第一号）第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許又は同令第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者</p>	<p>講習科目</p> <p>（略）</p>	<p>（講師）</p> <p>第一条 玉掛け技能講習（以下「技能講習」という。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十二号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p> <p>（講習科目の一部免除）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="151 1142 758 1982"> <tr> <td data-bbox="710 1142 758 1680"> <p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> </td> <td data-bbox="710 1680 758 1982"> <p>講習科目</p> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>	<p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>	<p>講習科目</p> <p>（略）</p>
<p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第一号）第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許又は同令第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者</p>	<p>講習科目</p> <p>（略）</p>				
<p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>	<p>講習科目</p> <p>（略）</p>				

(略)

(略)

(略)

(略)